

グループホームまごころ指定認知症対応型共同生活介護  
〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団一真会が設置する(以下「事業所」という。)において実施する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症(急性を除く。)である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものである。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症(急性を除く。)である利用者(要支援2に限る。)が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。
- 4 事業の実施に当たっては、地域の結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 提供する事業の質の評価を行うとともに、定期的に外部のものによる評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等の関

連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

- 8 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業所へ情報の提供を行う。
- 9 前7項のほか、「三木町指定地域密着型サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」(平成25年三木町条例第10号)その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 グループホームまごころ
- (2) 所在地 香川県木田郡三木町井戸533番地3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

A ユニット

- (1) 管理者 1名(常勤でB・Cユニット兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 1名(常勤で介護職員と兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「認知症対応型共同生活介護計画」という。)の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所の他の関係機関との連絡、調整を行う。

- (3)介護職員 11人(常勤6人(1人は管理者と兼務、1人は計画作成担当と兼務)

非常勤5人)

介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービスの提供を行う。なお、夜間及び深夜の時間帯(22時から翌朝6時まで)は夜勤体制とし、常時1人配置する。

B ユニット

- (1) 管理者 1名(常勤でA・Cユニット兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 1名(常勤で介護職員と兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「認知症対応型共同生活介護計画」という。)の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所の他の関係機関との連絡、調整を行う。

(3) 介護職員 10人(常勤5人(うち1人は計画作成担当と兼務)非常勤5人)

介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービスの提供を行う。なお、夜間及び深夜の時間帯(22時から翌朝6時まで)は夜勤体制とし、常時1人配置する。

C ユニット

(1) 管理者 1名(常勤でA・Bユニット兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 1名(常勤で介護職員と兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「認知症対応型共同生活介護計画」という。)の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所の他の関係機関との連絡、調整を行う。

(3) 介護職員 11人(常勤6人(うち1人は計画作成担当と兼務)非常勤5人)

介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービスの提供を行う。なお、夜間及び深夜の時間帯(22時から翌朝6時まで)は夜勤体制とし、常時1人配置する。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は27名とする。

内訳 第1ユニット9名、第2ユニット9名、第3ユニット9名

(事業の内容)

第6条 事業内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助等

(認知症対応型共同生活介護計画)

第7条 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)サービスの提供

を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を個別に作成する。

- 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、地域活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容を利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得て、利用者に計画を交付する。
- 4 認知症対応型共同生活介護計画の作成後において、事業所の他の介護従業者と連携して実施状況を把握し、必要に応じて介護計画の変更を行う。

#### (利用料等)

第8条 事業所が提供する事業の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合(1割、2割または3割)に乘じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 家賃	55,000円
(2) 食材料費	52,000円
(3) 管理費(光熱水費含む)	12,000円
(4) おむつ代	実費
(5) 理美容代	2,500円(顔そり含む)

(6) 前項に掲げるもののほか、認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)において提供された便宜のうち、日常生活において通常必要となる費用で利用者に負担することが適当と認められる費用は、実費を徴収する。

(7) 食材料費、光熱水費について、月の途中の入退居、入院等により利用がなかった場合、日割り計算とする。

- 3 前2項の費用の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

#### (入居にあたっての留意事項)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の対象者は要介護状態又は要支援状態(要支援2に限る)であって、認知症の状態にあるもので、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。ただし、次のいずれかに該当す

る者は対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要するものであること等、入居申込者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、他の適切な施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 利用者の退居に際しては、利用者およびその家族の希望を踏まえたうえで、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

5 利用者は居室、共同施設、設備を破損することのないよう、その本来の用途に従って利用するものとする。

6 利用者は決められた以外の物の持ち込みをしてはならない。

7 利用者は従業者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行ってはならない。

#### (緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるものとする。

2 事業所は利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、町、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

4 事業所は利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止の対策を講じるものとする。

5 事業所は利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (非常災害対策)

第11条 事業所は非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### (苦情・ハラスメント処理)

第12条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に係る利用者及びその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し、介護保険法第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町からの質問若しくは照会に応じ、及び町が行う調査に協力するとともに、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者または家族、代理人の了解を得るものとする。

#### (身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の次号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(運営推進会議)

第16条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを町に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、すべての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団一真会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
この規程は、令和5年5月1日から施行する。  
この規程は、令和5年5月14日から施行する。  
この規程は、令和5年8月7日から施行する。

この規程は、令和 5年12月16日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 9月 1日から施工する。

この規程は、令和 6年12月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 2月 10日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。